

○本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付要綱

平成30年3月27日

告示第103号

(目的)

第1条 この要綱は、人口減少・高齢化の進展が顕著な既成市街地において、本庄市まちなか再生宅地開発補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、定住化の促進及び人口流出を抑制するため、予算の範囲内において、官民連携により良好な住宅用地の供給及び優良な公共施設の整備を進めることで、居住の誘導を図り、もって、まちなか再生を推進することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則（平成18年本庄市規則第43号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既成市街地 本庄市立地適正化計画（平成30年3月策定）に定める本庄駅周辺居住誘導区域及び児玉駅周辺居住誘導区域

(2) 事業者 宅地開発地の造成事業を行い、築造された公共施設を帰属等により市に引き渡す者

(3) 宅地開発地 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等の関係法令等の基準を満たす開発行為のうち、マンション及び一戸建て住宅用地で、新たに3戸以上の分譲を目的として形成される一団の土地

(4) 公共施設 事業者が整備する宅地開発地内の道路、側溝等であって次に掲げる要件を全て満たし、かつ、市が引渡しを受ける公共の用に供する施設

ア 敷地に接する道路は袋路状でないこと。

イ 公道から公道若しくは避難用通路、公園等災害時に避難することが可能な恒久的な施設に接続し、かつ、その施設が他の公道に接続していること。

(5) 基礎額 宅地開発地内の土地評価証明書における土地の所在ごとの参

考評価額宅地 m^2 当の額を地積で乗じた額の合計額を当該宅地開発地面積から宅地開発地内の市有地面積を減じた面積で除した額（小数点以下切り捨て）

（補助事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1） 市税を滞納していないこと。

（2） 本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にあり、若しくはそれらに関連する団体でないこと。

（補助対象用地）

第4条 補助金の交付の対象となる用地は、事業者が既成市街地内に整備し、市に引き渡す公共施設に係る用地で建築基準法第42条第2項による境界線までの道路後退用地を除く部分とする。

（補助額）

第5条 補助金の額は、基礎額に補助対象用地の面積から宅地開発地内の市有地面積を減じた面積を乗じ、0.7を除した額（1,000円未満切捨て）とし、1事業につき2,000万円を限度とする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ宅地開発地の造成事業（以下「補助事業」という。）を行う前に、本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長と協議しなければならない。ただし、都市計画法第32条の規定による開発行為の協議を行う事業について補助を受けようとするときは、一部の書類の添付を省略できるものとする。

（1） 宅地開発地の案内図（別表の作成要領による。）

（2） 宅地開発地の土地の公図の写し（別表の作成要領による。）

（3） 宅地開発地の土地の登記全部事項証明書の写し

（4） 宅地開発地の土地の求積図（別表の作成要領による。）

（5） 宅地開発地の現況図（別表の作成要領による。）

- (6) 宅地開発地の土地利用計画平面図（別表の作成要領による。）
- (7) 宅地開発地の排水施設計画平面図（別表の作成要領による。）
- (8) 宅地開発地の道路横断図（別表の作成要領による。）
- (9) 宅地開発地の排水施設構造図（別表の作成要領による。）
- (10) 宅地開発地の道路・排水施設の計画縦断面図（別表の作成要領による。）
- (11) 現況写真

2 市長は、前項の協議があったときは、その内容を審査し、協議の結果を本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付事前協議結果通知書（様式第2号）により事業者へ通知するものとする。

3 前項の通知を受けた事業者は、施工区域、区画の形状及び道路の形状を変更しようとする場合又は施工の予定年度を変更しようとする場合は、本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付変更事前協議書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする理由を示す書面
- (2) 変更事項の新旧対照表
- (3) 変更箇所が確認できる図面

4 市長は、前項の協議があったときは、その内容を審査し、協議の結果を本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付変更事前協議結果通知書（様式第4号）により第2項の通知を受けた事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、事業に着手する30日前までに本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可を受けた事業（以下「開発許可事業」という。）について補助を受けようとするときは、一部の書類の添付を省略できるものとする。

- (1) 宅地開発地の案内図（別表の作成要領による。）
- (2) 事業者の住民票の写し（法人にあっては、法人の登記全部事項証明書）

- (3) 参考評価額宅地 m^2 当の額を記載している土地評価証明書
- (4) 本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付事前協議結果通知書の写し
- (5) 宅地開発地内権利者一覧（様式第6号）
- (6) 事業の施行等の同意書（様式第7号）
- (7) 宅地開発地の土地の公図の写し（別表の作成要領による。）
- (8) 宅地開発地の土地の登記全部事項証明書の写し
- (9) 宅地開発地の土地の求積図（別表の作成要領による。）
- (10) 宅地開発地の現況図（別表の作成要領による。）
- (11) 宅地開発地の土地利用計画平面図（別表の作成要領による。）
- (12) 宅地開発地の排水施設計画平面図（別表の作成要領による。）
- (13) 宅地開発地の道路横断図（別表の作成要領による。）
- (14) 宅地開発地の排水施設構造図（別表の作成要領による。）
- (15) 宅地開発地の道路・排水施設の計画縦断面図（別表の作成要領による。）
- (16) 現況写真
- (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（決定の通知等）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付（不交付）決定通知書（様式第8号）により申請した事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合に必要なときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

（変更又は中止）

第9条 前条の決定を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、本庄市まちなか再生宅地開発補助金変更（中止）申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の決定の変更又は取消しを決定し、本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付決定変

更（取消）通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、変更を承認する場合に必要なときは、当初の交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

（実績報告）

第10条 事業者は、工事が完了した日から起算して15日以内に本庄市まちなか再生宅地開発補助金完了実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、開発許可事業については、一部の書類の添付を省略できるものとする。

- （1） 公共施設引渡書（様式第12号）
- （2） 宅地開発地の案内図（別表の作成要領による。）
- （3） 宅地開発地の土地の公図の写し（別表の作成要領による。）
- （4） 公共施設の新旧対照図
- （5） 宅地開発地の土地の求積図（別表の作成要領による。）
- （6） 道路管理者と協議を行った出来形図
- （7） 登記嘱託申請書に必要な書類
- （8） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付額確定通知書（様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により交付決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成30年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年3月31日告示第147号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第110号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表 (第6条、第7条関係)

図面等作成要領

図面名称	縮尺	明示する事項	備考
1 案内図	2,500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 宅地開発地区域 (朱書)	作成者記名押印
2 公図の写し	600分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 宅地開発地区域 (朱書)	
3 求積図	500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 座標一覧	座標法による作成者記名押印
4 現況図	2,500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 地形 (標高差2mの等高線、	作成者記名押印

		<p>BMの位置と高さ、縦横断面線（20m方眼線）の交点と高さ）</p> <p>(4) 宅地開発地域（朱書）</p> <p>(5) 開発区域内及び周辺（20m程度）の公共施設の状況</p>	
5 土地利用計画平面図	1,000分の1以上	<p>(1) 方位</p> <p>(2) 縮尺</p> <p>(3) 開発地域の境界（朱書）</p> <p>(4) 公共施設の位置及び形状</p> <p>(5) 予定建築物等の敷地の形状</p> <p>(6) 予定建築物等の用途</p> <p>(7) 公益的施設の位置</p> <p>(8) 道路の位置、形状、幅員及び勾配</p> <p>(9) 道路・排水施設の縦断測点</p> <p>(10) BMの位置及び高さ</p>	作成者記名押印
6 排水施設計画平面図	500分の1以上	<p>(1) 方位</p> <p>(2) 縮尺</p> <p>(3) 排水区域の区域界</p> <p>(4) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法（管径）、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称</p>	作成者記名押印
7 道路横断図	50分の1以上	<p>(1) 縮尺</p> <p>(2) 路盤・基層・表層の構成</p> <p>(3) 道路側溝の位置、形状及</p>	作成者記名押印

		び寸法 (4) 埋設管の位置、形状及び寸法	
8 排水施設構造図	50分の1以上	(1) 縮尺 (2) 排水施設構造詳細図（開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水柵、吐口等）	作成者記名押印
9 道路・排水施設の計画縦断面図	H：100分の1以上 L：500分の1以上	(1) 縮尺 (2) 測点 (3) 単距離 (4) 追加距離 (5) 地盤高 (6) 計画高 (7) 勾配 (8) DL（基準線） (9) 人孔の記号種類、位置、管径、土被り、管底高	測点距離は標準として20m 作成者記名押印

様式第1号（第6条関係）

本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付事前協議書

年 月 日

（あて先）本庄市長

事業者 住所

氏名

電話番号

下記の土地において公共施設の整備をしたいので、本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付要綱第6条第1項の規定により、添付書類を添えて協議します。

なお、この協議につき、市税の納付状況等について、市長が必要と認める場合において調査することに同意します。

記

宅 地 開 発 地 の 概 要	宅地開発地の所在地		
	宅地開発地の面積	総面積	m ²
		公共施設面積	m ²
	予定建築物等の用途		
	宅地開発地内の分譲戸数		
	工事施行予定者住所氏名		
	工事着手予定年月日	年 月 日	
	工事完了予定年月日	年 月 日	
その他必要な事項			
※ 受付番号	年 月 日 第 号		
※ 協議結果			
※ 協議番号	年 月 日 第 号		

備考1 事業者又は工事施行予定者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為について、農地法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記入すること。

3 ※印のある欄は記入しないこと。

様式第3号（第6条関係）

本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付変更事前協議書

年 月 日

（あて先）本庄市長

事業者 住所

氏名

電話番号

本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付要綱第6条第3項の規定により、事前協議に係る事項を変更したいので、添付書類を添えて協議します。

記

変 更 の 概 要	変 更 の 理 由		
	宅地開発地の所在地		
	宅地開発地の面積	総面積	m ²
		公共施設面積	m ²
	予定建築物等の用途		
	宅地開発地内の分譲戸数		
	工事施行予定者住所氏名		
	工事着手予定年月日	年 月 日	
	工事完了予定年月日	年 月 日	
	その他必要な事項		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号		
※ 協 議 結 果			
※ 協 議 番 号	年 月 日 第 号		

備考1 「変更の概要（「その他必要な事項」の欄を除く。）」の欄には、変更前後の内容を対照させて記入すること。

2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更について、農地法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記入すること。

3 ※印のある欄は記入しないこと。

様式第5号（第7条関係）

本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）本庄市長

事業者 住所

氏名

電話番号

本庄市まちなか再生宅地開発補助金の交付を受けたいので、本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、第3条第2号には該当しません。

記

1 宅地開発地の所在地

本庄市

2 宅地開発地総面積（実測値）

_____ m²①

うち、

建築基準法第4条第2項による後退面積（実測値）

_____ m²②

宅地開発地内の市有地面積（実測値）

_____ m²③

公共施設面積（実測値）

_____ m²④

3 基礎額

宅地開発地内の土地評価証明書における土地の所在ごとの参考評価額宅地m²当の額を地積で乗じた額の合計額 ÷ (① - ③) = _____ 円⑤

⑤の額の小数点以下を切り捨てた額

_____ 円⑥

4 申請額の算出根拠

補助対象用地 ④ - ② = _____ m²⑦

⑦ - ③ = _____ m²⑧

⑥ _____ 円 × ⑧ _____ m² ÷ 0.7 = _____ 円⑨

⑨の額の1,000円未満を切り捨て、かつ、上限2,000万円が補助金申請額

5 補助金申請額

_____ 円

6 工事予定期間

年 月 日 ~ 年 月 日

7 備考

本申請に係る事項について、市税に滞納がないことを確認することに同意します。

様式第 6 号（第 7 条関係）

宅地開発地内権利者一覧

物件の種類	所在地及び地番	面積	権利の種類	権利者の氏名	同意の有無	摘要
		m ²				
<p>注 1 物件の種類欄には、土地、建物等の種別を記入すること。 2 権利の種類欄には、所有権、抵当権等の別を記入すること。 3 同意の有無欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添えること。 4 同一物件に権利者が 2 人以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入すること。</p>						

様式第7号（第7条関係）

事業の施行等の同意書

年 月 日

事業者 住 所

氏 名 様

権利者 住 所

氏 名

電話番号

私が権利を有する次の物件について、宅地開発行為及び宅地開発行為に関する工事を行うことに同意します。なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種類	摘 要
		m ²		

様式第8号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長



本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった本庄市まちなか再生宅地開発補助金については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定内容

交付 ・ 不交付

2 交付決定額

円

3 宅地開発地の所在地

本庄市

4 宅地開発地総面積（実測値）

m²

うち、

公共施設面積（実測値）

m²

5 工事予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

6 条件

（不交付の場合はその理由）

様式第9号（第9条関係）

本庄市まちなか再生宅地開発補助金変更（中止）申請書

年 月 日

（あて先）本庄市長

交付決定者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった本庄市まちなか再生宅地開発補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 宅地開発地の所在地
本庄市
- 2 宅地開発地総面積（実測値） m^2
うち、
公共施設面積（実測値） m^2
- 3 変更（中止）の内容
- 4 変更（中止）の理由
- 5 添付書類
 - （1） 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの（中止の場合は不要）
 - （2） その他市長が必要と認める書類等

様式第10号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長



本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付決定変更（取消）通知書

年 月 日付けで申請のあった本庄市まちなか再生宅地開発補助金変更（中止）申請については、承認し、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定の内容 変更 ・ 取消し

2 当初交付年月日・番号
年 月 日 第 号

3 当初交付決定額
円

4 変更交付決定額
円

5 宅地開発地の所在地
本庄市

6 宅地開発地総面積（実測値） m²
うち、
公共施設面積（実測値） m²

7 条件

様式第11号（第10条関係）

本庄市まちなか再生宅地開発補助金完了実績報告書

年 月 日

（あて先）本庄市長

事業者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった本庄市まちなか再生宅地開発補助金について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額

円

2 宅地開発地の所在地

本庄市

3 宅地開発地総面積（実測値）

m²

うち、

公共施設面積（実測値）

m²

4 補助事業完了年月日

年 月 日

様式第12号 (第10条関係)

年 月 日

公 共 施 設 引 渡 書

(あて先) 本庄市長

事業者 住 所

氏 名

電話番号

本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づく協議により設置した、下記の公共施設を引き渡します。

記

1 宅地開発地に含まれる地域の名称等

宅地開発地の所在地	本庄市
宅地開発地の総面積	m ²

2 新たに設置された公共施設

種別	番号	概 要			管理者	土地及び施設の 帰属	協議 結果	摘 要
		幅員	延長	面積				
道路		m	m	m ²	本庄市	本庄市	成立	
給水 施設	1 式				本庄市	本庄市	成立	・φ75mm× m
汚水 施設	1 式				本庄市	本庄市	成立	・200mm× m ・1号人孔ヶ所 ・取付管まで

様式第13号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長



本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった本庄市まちなか再生宅地開発補助金については、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

1 交付決定額

円

2 交付確定額

円

3 備考

様式第14号（第12条関係）

本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）本庄市長

交付決定者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付額の確定のあった本庄市まちなか再生宅地開発補助金について下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

振 込 口 座	金融機関名	
	支 店 名	
	口座の種別	普通・当座
	口座番号	
	(フリガナ)	
	口座名義人	

様式第15号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長



本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した本庄市まちなか再生宅地開発補助金については、次のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

1 取消理由

- 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたため
- 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したため

2 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日	年	月	日	第	号
既交付決定額			円		
既交付額			円		
取消金額			円		

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第9条関係)

様式第10号 (第9条関係)

様式第11号 (第10条関係)

様式第12号 (第10条関係)

様式第13号 (第11条関係)

様式第14号 (第12条関係)

様式第15号 (第13条関係)